

太田市公告

都市計画法（昭和４３年法律第１００号）第２１条第２項において準用する同法第１９条第１項の規定により、太田都市計画公園の変更に伴い都市計画決定を変更しようとするので、同法第２１条第２項において準用する同法第１７条第１項の規定により、下記のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに、市長に意見書を提出することができる。

令和７年７月１４日

太田市長 穂 積 昌 信

記

１ 都市計画の種類 太田都市計画公園

２ 都市計画を定める土地の区域

（１）変更する部分

名 称		位 置
番 号	公 園 名	
３・３・７	西新町南公園	太田市西新町
３・３・１６	備前島公園	太田市備前島町

３ 縦覧場所 太田市役所行政事業部花と緑の課

４ 縦覧期間等

（１）縦覧期間 令和７年７月１５日（火）から７月２９日（火）まで
（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）

（２）縦覧時間 午前８時３０分から午後５時１５分まで